

反社会的な本質を維持するオウム真理教

1 教団の危険性と「原点回帰」の指導路線

一 危険性を具備する教団運営の実態

オウム真理教（以下「教団」という。）が、麻原彰晃こと松本智津夫被告の指示の下、「地下鉄サリン事件」を始めとするテロを行ってから一〇年以上が経過しました。しかし、教



地下鉄サリン事件発生時の状況

団は、信者に松本被告の説法を収録したビデオテープの視聴を義務付けたり、松本被告への帰依を誓わせたりするなど、「原点回帰」の教団運営を鮮明にしており、いまだ治安に対する危険性を具備しています。

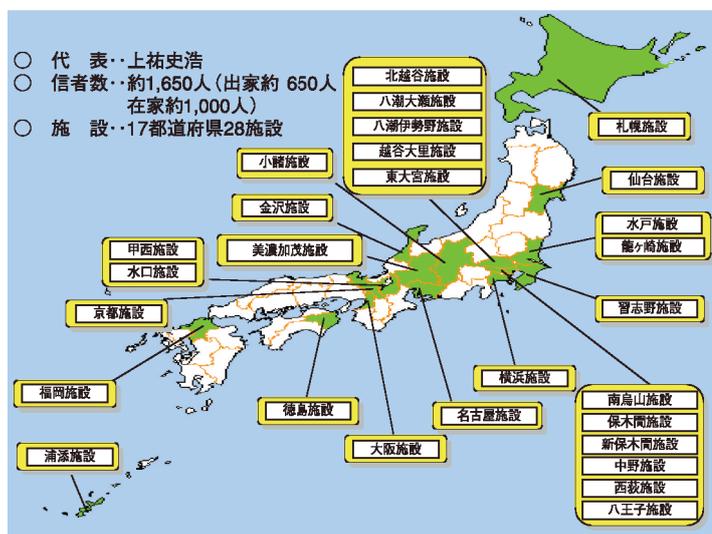
一方、教団内部には、こうした「原点回帰」の教団運営に批判的なグループも存在し、執行部との間で対立もみられます。

なお、教団は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、平成二年二月以降、観察処分が付されていますが、一八年一月、公安審査委員会は、同処分の期間を更に三年間延長することを決定しました（二五年に第一回目の更新が行われ、今回は第二回目の更新である）。

二 組織拡大に向けた活動

教団は、一七年五月一〇日には埼玉県越谷市に、八月一〇日にはさいたま市に新たに拠点施設を増やし、一七都道府県二八か所の拠点施設と全国約一〇〇か所の信者居住用施設を保有しています。

信者の数は、現在約一、六五〇人とみられ



オウム真理教の現状

ます。教団は、依然として、信者を教団施設に居住させて閉鎖的活動を続けているほか、ウェブサイトを、大学や地域のサークル活動等を通じ、教団名を伏せた勧誘活動等を組織的に行っています。

三 ロシア人信者に対する指導の継続

教団は、三年ころからロシアに進出しましたが、七年の「地下鉄サリン事件」以後、教団の宗教活動が禁止され、ロシア支部は閉鎖されました。しかし、一三年に再びモスクワ市内に拠点を確保し、その後継続的に日本から教団幹部を派遣して、ロシア人信者に対する指導を行っています。一七年一月には、正悟師の一人がロシアを訪れました。現在のロシア人信者は、約三〇〇人とみられ、共同の修行場所とされる教団施設を保有しています。

四 松本被告等の裁判の動向

「地下鉄サリン事件」等二三事件の首謀者として殺人等の罪に問われた松本被告は、一六年二月二七日、東京地裁で死刑判決を受けました。その控訴審は、控訴趣意書の提出期限の延期、松本被告に対する精神鑑定の実施等により、一七年中は開廷されず、大幅に遅延しています。

また、「弁護士一家殺害事件」等二事件で死刑判決を受けていた元教団幹部からの上告に対し、最高裁判所は、四月七日、「動機は教団の組織防衛だけを目的としており、(中略)酌むべき事情を十分考慮しても、刑事責任は極めて重大と言わざるを得ない」旨判示し、これを棄却しました。教団による一連の

テロ事件については、一部の教団幹部に係る公判は現在も係争中であり、一二人が死刑判決に対して上訴していますが、死刑判決が確定したのは、これが初めてです。

2 オウム真理教に対する諸対策の推進

一 特別手配被疑者の追跡捜査の推進

警察は、「地下鉄サリン事件」以降、教団のテロ事件等に対する捜査を強力に推進し、これまで、松本被告を始めとする教団幹部及び信者合わせて五〇〇人以上を検挙しました。しかし、警察庁指定特別手配被疑者である平田信、高橋克也及び菊地直子の三人は依然として逃走中であることから、警察は、三人の発見検挙を最優先の課題とし、広く国民からの協力を得ながら、総力を挙げて捜査を推進しています。

二 組織的違法行為の厳正な取締りの推進

警察は、教団信者による組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進しています。一七年六月には、警視庁が職業安定法違反(労働者供給事業の禁止)事件で八人を検挙し、二都県の延べ二二か所の教団施設等を搜索して、パソコン、ハードディスク等の証拠物約

オウム真理教関係特別手配被疑者

一、六〇〇点を押収しました。この事件の捜査の結果、教団のパソコンフト開発部門が、収益の安定的確保を図るため、ダミー会社を設立し、同部門の信者をダミー会社の社員のように装って一般会社に派遣するなど、違法な資金源獲得活動を行っていた実態が明らかとなりました。